NOMURA

野村企業価値分配指数 指数構成 ルールブック

金融工学研究センター(インデックス)

野村企業価値分配指数(英語表記: Nomura Enterprise Value Allocation Index)は、収益性が高く、適切な設備・人材投資などの還元政策に積極的に取り組んでいる日本株銘柄を構成銘柄とする時価総額加重型(3%ウエイト上限付き)指数である。

本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての 普通株式から、利益や配当、人件費、設備投資、研究開発費等を基にした定 量的な評価指標により選定される。

指数の特徴

- 収益性とステークホルダーへの還元度に関する9つのファクターに基づいた定量的な評価指標(総合スコア)の上位銘柄(上限300銘柄)を選定。
- 銘柄の選定には、一般に入手可能な実績財務データのみを使用し、客観性・正確性を担保。
- 投資可能性に配慮し、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組入れを抑制。
- 時価総額加重型の指数であるが、構成銘柄ウエート上限を3%に制限することで、大型銘柄へのウエートの偏りを抑制。
- 年1回の定期銘柄入替。

Global Markets Research

2016年4月15日

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

平野 由美子 - NSC

idx_mgr@frc.nomura.co.jp +81 3 6703 3986

饗場 行洋 - NSC

idx_mgr@frc.nomura.co.jp +81 3 6703 3986

小見山 奈々 - NSC

idx_mgr@frc.nomura.co.jp +81 3 6703 3986

| 1. 定期入替 | 3 |
|------------------|----|
| 1.1. 定期入替日 | 3 |
| 1.2. 定期入替基準日 | |
| 1.3. 定期入替情報の公表 | 3 |
| 2. 銘柄選定と構築方法 | |
| 2.1. 銘柄選定母集団 | |
| 2.2. 総合スコアの算出 | |
| 2.3. 指数構成銘柄の選定方法 | 8 |
| 2.4. 指数構成銘柄の保有方法 | 9 |
| 3. 臨時入替 | 11 |
| 3.1. 合併銘柄の処理 | 11 |
| 3.2. 銘柄の除外 | 11 |
| 4. 指数値の計算 | |
| 4.1. 指数値の計算方法 | 13 |
| 4.2. 基準時価総額の修正 | 14 |
| 4.3. 指数のメンテナンス | 15 |
| 5. データ公開サービス | 16 |
| Appendix A-1 | |
| アナリスト証明 | |
| | |

(本指数の開発はクオンツ・リサーチ部が担当した。)

1. 定期入替

1.1. 定期入替日

8月20日(休日の場合は翌営業日)を定期入替日とし、年1回、定期入替日の前営業日の引け後に実施される。

1.2. 定期入替基準日

7月末営業日を定期入替基準日とし、基準日時点のデータを用いて計算した 結果をもとに定期入替後の構成銘柄が決定される。

1.3. 定期入替情報の公表

原則として野村證券ホームページ上で定期入替日の7営業日前の16時頃 (東京時間)に公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

3

2. 銘柄選定と構築方法

2.1. 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の前年3月末時点での国内金融商品取引所の全市場上場銘柄のうち、前年10月15日時点(休日の場合は前営業日。以下、銘柄選定母集団判定日という。)における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、定期入替基準日の前年4月以降に新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄や新設合併銘柄は銘柄選定母集団に含み、また、定期入替基準日時点の以下の銘柄を除外する。

● 普通株以外の株式

原則として普通株のみ対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

● 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

◆ 特設注意市場銘柄¹

特設注意市場銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

● 監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)²

監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、 定期入替直前の指数構成銘柄でないものは母集団に加えない。

● 公開買付対象会社 ³

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件を満たす場合に母集団から除くことができる。

- (1) 公開買付期間の終了日が銘柄選定母集団判定日と定期入替日の間にある。
- (2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済株式数の全てを取得することを企図している。
- (3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

● 上場投信・不動産投資信託

¹ このルールは 2016 年 8 月定期入替から適用される。

² このルールは 2016 年 8 月定期入替から適用される。

³ このルールは 2016 年 8 月定期入替から適用される。

● 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは外国企業と みなされる銘柄は除く。

その他

潜在株、ワラントやその権利は除く。日本銀行も除く。

2.2. 総合スコアの算出

2.2.1. 銘柄選定に用いる財務項目の採用方法

定期入替基準日時点で利用可能なデータのうち、以下に定める過去**3**期分の 実績財務データを用いる。

過去3期分

- 。直近決算期 : 決算日が定期入替基準日の前年 4 月から当年 3 月に含まれる本決算
- 。二期前決算期:決算日が直近決算期から1年遡った期間に含まれる本決算
- 。三期前決算期:決算日が二期前決算期から1年遡った期間に含まれる本決 算

● 財務データ会計基準の優先順位

採用される財務データの会計基準の優先順位は、国際会計基準(IFRS)、米国会計基準(SEC)、日本会計基準連結(連結)、日本会計基準単独(単独)とする。

ただし、複数の財務項目から、会計基準と財務項目の優先順位に従って採用 する場合は、以下の通りの優先順位とする。

財務項目 A、財務項目 B、財務項目 C の優先順位で採用する場合;

IFRS の財務項目 A > SEC の財務項目 A > 連結の財務項目 A

- > IFRS の財務項目 B > SEC の財務項目 B > 連結の財務項目 B
- > IFRS の財務項目 C > SEC の財務項目 C > 連結の財務項目 C
- > 単独の財務項目 A > 単独の財務項目 B > 単独の財務項目 C

2.2.2. スコア計算対象母集団

定期入替基準日時点におけるデータを用い、銘柄選定母集団における以下の 基準を満たす銘柄をスコア計算対象母集団とする。

時価総額基準

- ①全上場銘柄のうち、過去1年の平均月次売買代金上位2000銘柄を抽出
- ②銘柄選定母集団のうち、浮動株調整時価総額上位 1000 銘柄を①を満たす 銘柄群から抽出

信用力基準

- 。過去3期の営業利益 4 ・当期純利益・自己資本 5 のいずれかが利用できない銘柄を除外
- 。過去3期全ての期で営業損失 ⁶の銘柄を除外
- 。過去3期全ての期で当期純損失7の銘柄を除外
- ∘過去3期のいずれかの期で債務超過8の銘柄を除外

2.2.3. ファクターの順位スコア

定期入替基準日時点における過去 3 期分のデータを用いて加工した 9 つのファクターを算出し、スコア計算対象母集団内の順位(以下、順位スコアという。)を算出する。9 つのファクターは以下の方法で計算する。ただし、過去 3 期全ての期の値が利用できない場合は、順位スコアを N.A.として処理する 9。

純利益総額

当期純利益の3期合計。3期合計とは、直近決算期、二期前決算期、 三期前決 算期の値の合計である¹⁰ (以下同様)。値が大きいほど上位となる。

総資産利益率 (ROA: Return On Asset)

総資産利益率(利益 ÷ 総資産)の3期平均。3期平均とは、直近決算期、二期前決算期、三期前決算期の値をそれぞれ3:2:1の比率で加重平均することであ

⁴ 営業利益(電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益)が利用できない銘柄は、経常利益(IFRS の場合は税引前当期純利益、SEC の場合は税金等調整前当期純利益)、純利益の優先順位で採用する。

⁵ 自己資本が利用できない場合は、資本合計(貸借対照表の資本の部の合計または株主資本)とする。

⁶ 営業損失とは、営業利益がマイナスであることとする。営業利益(電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益)が利用できない銘柄は、経常利益(IFRSの場合は税引前当期純利益、SECの場合は税金等調整前当期純利益)、純利益の優先順位で採用する。

⁷純損失とは、当期純利益がマイナスであることとする。

⁸債務超過とは自己資本(純資産合計から(新株払込金 + 新株予約権 + 少数株主持分)を引いた もの)がマイナスであることとする。自己資本が利用できない場合は、資本合計(貸借対照表の資 本の部の合計または株主資本)とする。

⁹ 処理方法は 2.2.4. 総合スコアの算出を参照。

¹⁰ 値が利用できない期は、それ以外の期の平均値で補完する。

る(以下同様)。分子の利益は営業利益 ¹¹、経常利益 ¹²、純利益の優先順位で 採用される。値が大きいほど上位となる。

株主資本配当率 (DOE: Dividend On Equity)

株主資本配当率(配当総額÷自己資本¹³)の3期平均。分子の配当総額、または分母の自己資本がゼロ以下の場合は、株主資本配当率をゼロとして扱う。 値が大きいほど上位となる。

人件費総額

人件費合計(人件費 + 労務費)の3期合計。値が大きいほど上位となる。

売上高人件費増減額率

人件費合計(人件費+労務費)の対前期増減額の売上高に対する比率(人件費増減額 ÷ 売上高)の 3 期平均 ¹⁴。増減額とは、前期の値に対する差で、当期、前期の値が同一採用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。

従業員数増減率

従業員数の対前期増減率の3期平均。増減率とは、前期の値に対する比率で、 (当期の値 - 前期の値) ÷ 前期の値で計算される。当期、前期の値が同一採 用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。

設備投資・研究開発費総額

(設備投資(資本的支出) ¹⁵ + 研究開発費)の3期合計。ただし、設備投資が利用できない場合、有形固定資産合計(当期) - 有形固定資産合計(前期) + 減価償却費(当期)とする。値が大きいほど上位となる。

総資産設備投資・研究開発費率

総資産に対する⑦設備投資・研究開発費の比率 ((設備投資(資本的支出)+研究開発費)÷総資産)の3期平均。値が大きいほど上位となる。

¹¹電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益とする。

¹² IFRS の場合は税引前当期純利益、SEC の場合は税金等調整前当期純利益とする。

¹³自己資本(純資産合計 - (新株払込金 + 新株予約権 + 少数株主持分))が利用できない場合は、 資本合計(貸借対照表の資本の部の合計、または株主資本)とする。

¹⁴ 分母の売上高がゼロ以下の場合は、計算対象外とする。

¹⁵会計基準が単独の場合は、当期設備投資額(工事ベース)とする。

総資産設備投資・研究開発費率の増減幅

⑧総資産設備投資・研究開発費率の対前期増減幅の3期平均。増減幅とは、前期の値に対する差で、当期、前期の値が同一採用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。

図表 1:9 つのファクター

| No. | ファクター | 加工方法 |
|-----|--------------------|------|
| 1 | 純利益総額 | 3期合計 |
| 2 | 総資産利益率(ROA) | 3期平均 |
| 3 | 株主資本配当率(DOE) | 3期平均 |
| 4 | 人件費総額 | 3期合計 |
| 5 | 売上高人件費増減額率 | 3期平均 |
| 6 | 従業員数増減率 | 3期平均 |
| 7 | 設備投資・研究開発費総額 | 3期合計 |
| 8 | 総資産設備投資・研究開発費率 | 3期平均 |
| 9 | 総資産設備投資・研究開発費率の増減幅 | 3期平均 |

出所: 野村

2.2.4. 総合スコアの算出

スコア計算対象母集団内の9つのファクターの順位スコアを平均した値を個別銘柄の総合スコアとする。ただし、順位スコアがN.A.の場合、「500」 16 とする。

2.3. 指数構成銘柄の選定方法

以下に定義するリバランスバンドを考慮した総合スコア上位 **300** 銘柄のうち、流動性基準を満たすものを指数構成銘柄とする。ただし、指数構成銘柄数が **100** に満たない場合は、以下に定義する銘柄数調整処理を行う。

(**1**) リバランスバンド ¹⁷

総合スコア上位 250 銘柄は無条件で採用

定期入替直前の指数構成銘柄のうち、総合スコア上位 350 位以内の銘柄から指数構成銘柄数が 300 になるまで総合スコア順に採用 18

、 により **300** 銘柄に満たない場合は、指数構成銘柄数が **300** になるまで総合スコア順に採用 ¹⁸

¹⁶順位スコアの中央値の近似値。

¹⁷ このルールは 2016 年 8 月定期入替から適用される。

¹⁸ 上位 300 位の銘柄が複数ある場合は、浮動株調整時価総額の大きい順に採用。

(2) 流動性基準

- ・過去 1 年間の売買成立日数(出来高がゼロでない日)が 200 日より少ない銘 柄を除外(以下、取引日数基準とする)
- 過去 1 年間の売買代金合計が 1000 億円より少ない銘柄を除外 (以下、売買代金基準とする)

(3) 銘柄数調整処理

指数構成銘柄数が 100 に満たない場合は、(2) 流動性基準を満たす銘柄のうち、総合スコア上位 400 位以内の銘柄から総合スコア順に指数構成銘柄が 100 銘柄になるまで採用する。

図表 2: 指数構築方法



出所: 野村

2.4. 指数構成銘柄の保有方法

2.4.1. 指数構成銘柄の組入ウエートとその上限

指数構成銘柄の組入ウエートは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額 ¹⁹に比例した比率とする。ただし、組入ウエートの上限は **3**%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

 $^{^{19}}$ 浮動株調整時価総額 i = 指数計算用発行済株式数i ×野村コンポジット株価終値i × (1 - 安定持株比率)とする。安定持株比率は大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報 (所報や目論見書など)を参考にして安定して保有されているとみなされる安定持株数から推定している。指数計算用発行済株式数は「4.2.基準時価総額の修正」にある資本異動のタイミングに従って、株数の変化を反映させた発行済株式数。

2.4.2. 指数構成銘柄の組入株数と組入比率

前項で決定された組入ウエートに等しくなるように、定期入替基準日時点の データを用い、指数構成銘柄の組入株式数と組入比率(%)を計算する。

組入時価総額 $i = 組入ウエート i \times \Sigma i$ (浮動株調整時価総額 i)

組入株数 i = 組入時価総額 i ÷野村コンポジット株価 i

組入比率i=組入株数 $i\div$ 指数計算用発行済株式数i

ここで、添え字のiはi番目の構成銘柄を表し、 Σi は指数構成銘柄に関する和を表す。

。野村コンポジット株価

直近 60 営業日の値付き率と出来高をもとに、各銘柄ごとに適正に値づけされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を野村コンポジット株価とする。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の特別気配値または連続約定気配値 > 採用取引所の約定価格

> 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

3. 臨時入替

臨時入替の公表は、原則として野村證券ホームページ上で約2週間前に公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

3.1. 合併銘柄の処理 20

下記のルールを原則として、一時的な指数からの銘柄除外を防ぎ、連続的に組入れるよう処理を行う。

3.1.1. 吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄を上場廃止後も採用し、合併期日に 除外する。上場廃止後の完全子会社や被合併銘柄評価価格には存続する完全親 会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、 存続する完全親会社や合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して合併期日 (休日の場合は翌営業日)に組入比率を変更する。

3.1.2. 新設合併の場合

事業承継される完全親会社が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、完全親会社の新規上場日に完全子会社を除外する。上場廃止後の完全子会社の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、完全親会社は、新規上場日に採用する。ただし、完全親会社が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合、完全子会社は上場廃止日に指数から除外されることがある。

3.2. 銘柄の除外

3.2.1. 整理銘柄の指定 21

整理銘柄に指定された日(休日の場合は翌営業日)の 4 営業日後に除外する。 ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄 に指定されていない場合は除外しない。

3.2.2. 上場廃止

3.1. 合併銘柄の処理などへの対応に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

 $^{^{20}}$ このルールは 2002 年 4 月の異動分から適用される。

 $^{^{21}}$ このルールは 2010 年 4 月 21 日から適用される。2001 年 12 月 28 日以前は整理ポスト割当日に、2001 年 12 月 29 日から 2009 年 8 月 23 日までは、整理銘柄指定日の翌々営業日、2009 年 8 月 24 日から 2010 年 4 月 20 日までは、整理銘柄指定日の 3 営業日後に除外している。

3.2.3. 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が「2.1.銘柄選定の母集団」の以下の定義に抵触すると考えられる 事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の 公式発表をもって除外することができることとする。ただし、銘柄を除外した 後、その事由が取り下げられた場合には、次回定期入替時に母集団不適格を解 除する。

- 普通株以外の株式
- 外国株

4. 指数値の計算

4.1. 指数値の計算方法

4.1.1. 指数値の基準日・基準値・公表開始日

基準日を 2001 年 8 月 17 日とし、基準日の指数値(基準値)は 10000 とする。 この指数の公表開始日は 2016 年 4 月 15 日。

4.1.2. 指数時価総額の計算

組入時価総額 i=野村コンポジット株価 i×組入株数 i

指数時価総額= Σi (組入時価総額 i)

4.1.3. 指数値の計算

資本異動や構成銘柄の変更など、市況変動が要因ではない時価総額の変動により指数値が影響されることを防ぐため、基準時価総額を使って以下の通り計算される。

。配当除く指数

基準時価総額 $_{t}$ = 指数時価総額 $_{t-1}$ + 修正時価総額 $_{t}$

リターン
$$_{\mathbf{t}} = \frac{\mathrm{指数時価総額}_{\mathbf{t}}}{\mathrm{基準時価総額}_{\mathbf{t}}} - 1$$

指数値 $_{t-1}$ × (1+リターン $_{t}$)

。配当込み指数

基準時価総額 $_{t}$ = 指数時価総額 $_{t-1}$ + 修正時価総額 $_{t}$ - 修正配当総額 $_{t}$

リターン
$$_{\mathbf{t}} = \frac{\mathbf{ta} \mathbf{x} \mathbf{b} \mathbf{b} \mathbf{ta} \mathbf{a}_{\mathbf{t}} + \mathbf{n} \mathbf{b} \mathbf{a} \mathbf{a}_{\mathbf{t}}}{\mathbf{x}} - 1$$

指数値₊₋₁ × (1 + リターン₊)

。配当の反映方法

配当込み指数では、配当を配当落ち日に指数値に反映させる。配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる²²。後に予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。その他、配当調整が必要な場合は、その事実が把握された日の当月末営業日(事実が把握された日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。

 $^{^{22}}$ このルールは 2011 年 12 月末決算期分から適用される。それ以前は配当落ち日に実績配当を用いた。

4.2. 基準時価総額の修正

資本異動や構成銘柄の変更が生じた場合、以下の通り基準時価総額の修正を 行う。ただし、株式分割、株式併合、額面変更など払い込みを伴わない資本異 動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正は行わない。

| 表 3: 資 | 本異動のタイミング | | |
|-------------|-------------------|---|---------------------|
| | 資本異動 | 修正日 | 採用株価 |
| 銘柄入替 | 株式移転、株式交換、合併 | 変更上場日 | 前日株価 |
| | 会社分割(分割会社)及びスピンオフ | 権利落日 | 使用しない ²³ |
| | 銘柄入替 | 銘柄入替日 | 前日株価 |
| 増資 | 株主割当 | 権利落日 | 発行価格 |
| | 新株予約権無償割当 | 権利落日 | 行使価額 |
| | 自己株式無償割当 | 権利落日 | 前日株価 |
| | 公募増資 | 払込期日の翌営業日(発行日決済取引の 場合は新株式の上場年月日) | 前日株価 |
| | 第三者割当増資 | 変更上場日の5営業日後 | 前日株価 |
| | 優先株の転換 | 転換株数が把握された日の月末営業日 | 前日株価 |
| | 新株予約権付社債の権利行使 | 権利行使された新株数が把握された日の | 前日株価 |
| | 新株予約権の行使 | 月末営業日 | |
| | 会社分割 (承継会社の新株式) | 変更上場日 | 前日株価 |
| 減資 | 自己株式消却 | 自己株式が消却された日の翌月末営業日 | 前日株価 |
| | 割当失権 | 割当失権が公表された日の月末営業日 (月末5営業日以降に公表された場合は 翌月末営業日) | 前日株価 |
| | 有償減資 | 効力発生日 | 前日株価 |
| そ の 他 | その他調整 | 基準時価総額の修正が必要なその他調整 が所報で公表された日の月末営業日(月 末5営業日以降に公表された場合は翌月 末営業日) | 前日株価 |

出所: 野村

14

[・]分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を発表しない場合減少資本 = 分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)

[・]分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を発表する場合減少資本 = 分割する部門の評価額あるいは、スピンオフ会社の株式の評価額 × 総株式数

4.3. 指数のメンテナンス

定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入替を実施する。また、 下記の資本異動によって指数計算用発行済株式数に変更がある場合は、組入株 数が不変となるよう、組入比率を変更する。

- -株式移転、株式交換、合併 ²⁴
- -株主割当
- -新株予約権無償割当
- -公募増資
- -第三者割当增資
- -優先株の転換
- -新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- -会社分割(承継会社の新株式)
- -自己株式消却
- -割当失権
- -有償減資
- -その他調整

15

5. データ公開サービス

指数提供メディア

指数値は以下の媒体で公開される。

Bloomberg : NMRI

QUICK : SNJPEVA/NRIJ

REUTERS : .NEVA (配当無し) .NEVATR (配当込み)

野村證券ホームページ : http://qr.nomura.co.jp/jp/neva/index.html

指数に関するお問い合わせ

野村證券株式会社 金融工学研究センター

インデックス業務室

電話 : 03-6703-3986

e-mail : idx mgr@frc.nomura.co.jp

野村企業価値分配指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、指数の利用者が当指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

また、指数算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを 得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがあります。

本冊子の使用資料・公表資料の作成はできるかぎり信頼のおけるデータに基づいておりますが、時宜変更・訂正がありえますことをご了承下さい。

Appendix A-1

アナリスト証明

我々、平野 由美子, 饗場 行洋 と 小見山 奈々は、(1)レポートに記述されている全ての見方が私のここで議論した全ての証券や発行企業に対する私の見方を正確に反映していることを保証いたします。(2)さらに、私は私の報酬が、直接的あるいは間接的にこのレポートで議論した推奨や見方によって、現在、過去、未来にわたって一切影響を受けないこと、ならびに、(3)米国の NSI、英国の NIP あるいはその他の野村のグループ企業が行ったいかなる投資銀行案件とも関係ないことを保証いたします。

重要なディスクロージャー

当社に関係するディスクロージャー

野村證券の親会社である野村ホールディングスの子会社又は関連会社、野村證券の役員が役員を兼務している会社、野村グループが株式を合計 1% 以上保有している会社および野村證券が過去 12ヶ月間に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事を務めた会社につきましては、http://www.nomuraholdings.com/jp/report/をご参照ください。本件につき情報が必要な方は、野村證券リサーチ・プロダクト部までお問合せ下さい。

リサーチのオンライン提供と利益相反に関するディスクロージャー

野村のリサーチは、www.nomuranow.com/research、ブルームバーグ、キャピタル IQ、ファクトセット、MarkitHub、ロイター、トムソン・ワンでご覧いただけます。 重要なディスクロージャーにつきましては、http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspxにてご参照いただくか、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(1-877-865-5752)までお申し出ください。 ウェブサイトへのアクセスでお困りの場合には grpsupport@nomura.comにお問い合わせください。

本レポートを作成したアナリストは、その一部は投資銀行業務によって得ている会社の総収入など、様々な要素に基づく報酬を得ています。特に断りがない限り、本レポートの表紙に記載されている米国外のアナリストは、金融取引業規制機構(FINRA)/ニューヨーク証券取引所(NYSE)の規定に基づくリサーチ・アナリストとしての登録・資格を得ておらず、NSIの関係者ではない場合があり、また、調査対象企業とのコミュニケーション、公の場での発言、あるいはリサーチ・アナリスト個人が保有する証券の売買に関して、FINRAの規則 2711 や NYSE の規則 472 を適用されない場合があります。

ノムラ・グローバル・フィナンシャル・プロダクツ・インク(「NGFP」)、ノムラ・デリバティブ・プロダクツ・インク(「NDPI」)およびノムラ・インターナショナル plc (「NIplc」) は、商品先物取引委員会および米国先物取引委員会にスワップ・ディーラーとして登録されています。 NGFP、 NDPI および NIplc は、通常業務として、先物およびデリバティブ商品のトレーディングに従事しており、いずれの商品も本レポートの対象となることがあります。

本レポートに記載されている執筆者は特に断りがない限り、リサーチ・アナリストです。ノムラ・インターナショナル plc の一部のリサーチ・レポートに記載されている産業スペシャリスト(Industry Specialist)は、調査対象セクターに関係するセールスおよびトレーディング業務にあたる従業員です。産業スペシャリストは、氏名が記載されているレポートの内容にはいかなる形でも関与しておりません。

評価の分布

野村の株式リサーチのグローバルでの評価の分布は以下のとおりとなっています。49%が法令で定められた Buy レーティング、この Buy の企業の中で 38%が野村の投資銀行業務の顧客です。42%が法令で定められた Hold レーティング(野村では Neutral)、この Hold レーティングの企業の中で 53%が野村の投資銀行業務の顧客です。9%が法令で定められた Sell レーティング(野村では Reduce)、この Sell の企業の中で 17%が野村の投資銀行業務の顧客です。9%が法令で定められた Sell レーティング(野村では Reduce)、この Sell の企業の中で 17%が野村の投資銀行業務の顧客です。(2016年03月31日現在)

野村グループの説明は、ディスクレイマーの冒頭をご参照ください。

野村のレーティングシステム

・欧州、中東、アフリカ、米国、ラテンアメリカ、日本を含むアジア(2013年10月21日以降)

レーティングシステムは、マネジメントによる一定の裁量の下、ベンチマークに対する個別企業の予想パフォーマンスを表す相対システムです。アナリストの目標株価は、現時点での株式の内在妥当価値の評価です。目標株価の計算方法は、ディスカウント・キャッシュフロー、期待 ROE、相対評価等を含み、アナリストが定義します。アナリストは、(目標株価・株価)/株価として定義された、目標株価までの予想アップサイド/ダウンサイドに言及することもあります。「個別企業」

- 1 または Buy = 当該銘柄の今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合
- 2または Neutral = 当該銘柄の今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合
- 3 または Reduce = 当該銘柄の今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合
- レーティング保留(Suspended) = 法令や社内規定などにより、一時的にレーティング、目標株価および業績予想を保留する場合。

Not rated または未付与=野村のレギュラーカバーの対象ではありません。

ベンチマークは、以下の通りです。米国・欧州・日本を除くアジア:個別企業の評価方法のベンチマークをご参照くださ

い。http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal にあるディスクロージャーでご覧いただけます。グローバル・エマージング市場(除くアジア): 評価方法に別途記載がない限り MSCI エマージング市場(除くアジア)。日本: Russell/Nomura Large Cap「セクター」

- ・ ・ - ・ 強気(Bullish) = 当該セクターの今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合

中立(Neutral) = 当該セクターの今後 12 ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合

弱気(Bearish) = 当該セクターの今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合

Not rated または N/A = 当該セクターにレーティングがない場合

ベンチマークは、以下の通りです。米国:S&P500、欧州:ダウ・ジョーンズ STOXX®600、グローバル・エマージング市場:MSCI エマージング市場(除くアジア)。日本を含むアジア:セクターレーティングがありません。

- 日本を含むアジア(2013年10月20日以前)

投資判断は、絶対評価に基づいており、(目標株価-現在の株価)/現在の株価に一部の裁量を加えて行っております。多くの場合、目標株価は、ディスカウント・キャッシュフローや相対比較などによる今後 12 ヶ月の本質的な価値と一致します。 「個別企業」

- 1または Buy = 当該銘柄の 12ヶ月間の目標株価が現在の株価を 15%以上上回ると判断する場合
- 2または Neutral = 当該銘柄の 12ヶ月間の目標株価と現在の株価の差が -5%~15%未満の範囲内にあると判断する場合
- 3または Reduce = 当該銘柄の 12ヶ月間の目標株価が現在の株価を 5%以上下回ると判断する場合

レーティング保留(Suspended) = 法令や、投資銀行業務に関連する社内規定および地政学リスク・異常事態等にともなう市場の混乱などにより、一時的にレーティングおよび目標株価を保留する場合。

NR·未付与=野村のレギュラーカバーの対象ではありません。

「セクター」

強気(Bullish) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が強気の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の投資判断の加重平均が強気の場合中立(Neutral) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が中立の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の加重平均の投資判断が中立の場合弱気(Bearish) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が弱気の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の投資判断の加重平均が弱気の場合

目標株価

アナリストがレポートにおいて企業の目標株価に言及した場合、その目標株価はアナリストによる当該企業の業績予想に基づくものです。実際の株価は、 当該企業の業績動向や、当該企業に関る市場や経済環境などのリスク要因により、目標株価に達しない可能性があります。

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村の関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村の 関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、あるいはその関連会社 または子会社を指し、また、1 以上の野村グループ会社を指すこともあり、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc (「NIplc」)、米 国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓 国) (「NFIK」) (韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット http://dis.kofia.or.kr でご覧いただけます)、シン ガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オ ーストラリア・リミテッド (「NAL」) (ABN 48 003 032 513) (オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあ ります)、インドネシアの P.T.ノムラ・インドネシア (「PTNI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd. (「NSM」)、台湾の NIHK 台北支 店 (「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザリー・アンド・セキュリティーズ (インディア) プライベート・リミテッド (「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India: 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): BSE INB011299030、NSE INB231299034、INF231299034、INF 231299034, MCX: INE261299034、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)、スペインの NIplc マドリッド支店 (「NIplc, Madrid」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピ タル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド (「CNS」)に雇用された当該アナリストが、リサーチ・アシスタント・アグリーメントに基づき、 NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノム ラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービシーズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の 野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行わないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供しておりません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。 MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。 当該情報は現状の形で提供されてい

ます。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。 Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するもので

はなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があり、将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定の簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。 本資料に記載された証券は米国の 1933 年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933 年証券法に基づく登録が行われる、 あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、NIplc により英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。NIplc は、英国のプルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とプルーデンス規制機構の規制を受けています。NIplc はロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にある NALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料は NSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料は NSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されるところの認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましては NSLにお問い合わせください。本資料は米国においては 1933 年証券法のレギュレーション S の条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーである NSIにより配布されます。NSI は 1934 年証券取引所法規則 15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、NIplc、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者、UAEの「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しないか、または「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」であることを意味し、UAEにおいては「専門的顧客」、カタールにおいては「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウィルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付に関する説明書」https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html をご参照ください。 当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内 REIT、国内 ETN、国内 ETN を含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.404%(税込み)(20 万円以下の場合は 2,808 円(税込み)) の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 REIT は運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 ETF は連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対し最大 1.026% (税込み)(売買代金が 75 万円以下の場合は最大 7,668 円(税込み))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大 1.404%(税込み)(20 万円以下の場合は 2,808 円(税込み)))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約 3.3 倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。 CBの売買取引には、約定代金に対し最大 1.08%(税込み)(4,320 円に満たない場合は 4,320 円(税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定5年、固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)物価連動国債を募集・売出等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。当該商品の価格は市場の金利水準及び全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、平成35年度以降に償還するもの(第17回債以降)については、額面金額を下回りません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大 5.4%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大 2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 5.4%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベーシス・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお受払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れていただく場合があり、取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていただいた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れていただく必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とには差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があり、取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに 10,800 円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村グループは法令順守に関する方針および手続き(利益相反、チャイニーズ・ウォール、守秘義務に関する方針を含むがそれに限定されない)やチャイニーズ・ウォールの維持・管理、社員教育を通じてリサーチ資料の作成に関わる相反を管理しています。

ご要望に応じて追加情報を提供いたします。ディスクロージャー情報については下記のサイトをご参照ください。

http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx

Copyright © 2016 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.